



## 「通勤手当等の見直し」提案を団体交渉で受ける

### 1 通勤手当の見直し（案）

◆新幹線等の通勤に対して通勤手当を新たに支給し、モニター制度を廃止する

#### （1）新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当

##### ①支給条件および範囲

新幹線等で通勤する場合であって、次のいずれかに該当する場合に通勤手当を支給する。

- ・在来線普通列車での通勤時間が1時間30分以上であり、かつ、自社線の新幹線利用により45分以上短縮できる場合 ※新幹線の乗車距離は400km以内に限る。
- ・会社が認めた在来線特急列車を利用する場合
- ・会社が特に必要と認めた場合

現行モニター指定区間に加え、新たに以下の区間を対象とする。

例) 大宮～高崎・宇都宮、東京・上野～小山、長岡～新潟、福島～仙台、水沢江刺～盛岡等  
また、仙台～古川、長野～飯山、東海道新幹線（東京・品川～小田原・熱海、新横浜～熱海）  
も特に認めた区間として対象とする。

●モニター制度における「居住地最寄駅の指定」（新幹線等の乗車駅に対し、逆方向に戻って乗車することはできない。ただし、内方5km以内または1駅の場合に限り最寄駅と認める）は、そのまま踏襲する。

##### ②支給額および支給限度額

①の適用を受け、新幹線等を利用して通勤する社員に対する通勤手当の支給額は、支給限度額を設げず実費扱いとする。

#### （2）定期乗車券の取扱い

通勤手当の認定は、社員の勤務状況にかかわらず、当該交通機関の発行する最長期間の定期乗車券（新幹線定期券を含む）を基本とし、認定を行う。なお、定期乗車券の確認については、継続購入時の確認を省略し、毎年7月および必要と認めた場合に行う。

●新幹線通勤はFREX定期券を購入する（自宅最寄駅～通勤箇所最寄駅）

●転勤発令に伴い、新幹線乗車距離300km超の通勤を行う場合は、通勤援助金を支給する。

300km超350kmまで→月額2万円、350km超400kmまで→月額3万円。

### 2 別居手当の見直し（案）

◆100km以上または2時間以上の場合の支給額（月額）を現行の3万円→4万円に増額する

### 3 都市手当の見直し（案）

◆都市手当の級地異動に伴う特例の保障期間の上限（36箇月）を超えた場合、12箇月を上限に1ランク下の級地保障を行う。

●一例として、ある社員が都市手当・A級地（40箇月支給）から無級地に異動した場合、級地保障としてA級地の都市手当を36箇月保障し、新たに1ランク下のB級地を4箇月保障する。

### 4 実施期日（案）

◆2019年（令和元年）10月1日

東日本ユニオンに加入し  
働きやすい労働環境と制度を共につくろう！